

令和6年度 さいたま市立東宮下小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

学校教育目標を「豊かな心をもち、互いに認め合う児童の育成」と設定し、全教育活動をとおしてその具現化に取り組んでいる。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者・地域住民・関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認した時は、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

さいたま市立東宮下小学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」「さいたま市いじめ防止対策推進条例」及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針」「さいたま市いじめ防止基本方針」に基づき、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

また、本校は「いじめは絶対に許されない」という認識をもち、いじめの早期発見・早期対応に努める。いじめられている児童を最後まで守り抜く姿勢をしっかりともち、いじめの問題について、保護者・地域・関係機関と連携を深め、学校が一丸となって組織的に対応することとしている。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 「いじめは絶対に許されない」という強い認識をもつ。
- 2 いじめの問題にかかわる事件・事故を「対岸の火事ではない」という危機感をもつ。
- 3 いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努める。
- 4 いじめられる児童に徹底的に寄り添い、迅速に組織で対応する。
- 5 いじめられる児童を絶対に守り抜く。
- 6 学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合は、速やかに学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 7 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 8 いじめる児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 9 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。
- 10 重大な事態については、躊躇なく関係機関との連携を図る。
- 11 教師自らの体験を語るなど、児童の将来への希望が生まれるよう働きかける。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」第2条）

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

（2）用語の意義

（「さいたま市いじめ防止対策推進条例」第2条）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 法第2条第1項に規定するいじめをいう。
- (2) いじめの防止等 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (3) 基本理念 法第3条の基本理念をいう。
- (4) 市民 市内に居住する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (5) 学校 法第2条第2項に規定する学校をいう。
- (6) 保護者 法第2条第4項に規定する保護者をいう。
- (7) 重大事態 法第28条第1項に規定する重大事態をいう。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的 学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行う
- (2) 構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、保健主事（養護教諭）、教育相談主任、特別活動主任、特別支援教育コーディネーター、学校運営協議会委員及び関係機関（警察等関係機関については、必要がある時に依頼する。）
- (3) 開催
 - ア 定例会 年間3回（※基本的に5月、8月、2月）
 - イ 校内委員会 月1回。必要に応じて、さわやか相談員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも参加しながら対応することとする。
 - ウ 臨時委員会 必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催する。
- (4) 内容

学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。

- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があつた時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し計画的に実施する。（※基本的に4月初め）
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（PDCAサイクルの実行を含む）

2 児童生徒で構成される組織（「さいたま市いじめ防止対策推進条例」第8条第2項第2号）

次の（1）及び（2）の学校は、市立学校を指す。

- (1) 中学校区の小・中学校を代表する生徒が、さいたま市子ども会議（条例第6条第3項）を開催し、いじめ撲滅に向けた話し合いを行い、話し合いの結果を提言する。
 - ア 構成員 中学校区の代表生徒
 - イ 役割 いじめ撲滅に向けた話し合い及び提言の策定
- (2) 児童生徒は、いじめ問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進するため、子どもいじめ対策委員会を組織する。
 - ア 構成員 中学校区の代表の児童生徒
 - イ 役割 いじめ撲滅に向けた話し合い、学校への提言、提言した取組の推進

3 子どもいじめ撲滅委員会<児童会活動として>

- (1) 目的 いじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員 特別活動部担当、児童会長、副会長、書記、各委員会委員長、4～6年計画委員
- (3) 開催 年2回程度（※基本的に6月、11月）
- (4) 内容
 - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 - イ 話し合いの結果を学校に提言する。
 - ウ 提言した取組を推進する。

V いじめの未然防止

いじめが生まれる背景と児童の特性を踏まえた上で、学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行うこととする。また、以下の学校いじめ防止プログラムを実施していじめの未然防止を図ることとする。

1 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
- 道徳の内容項目と関連付けて重点化を図り時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」（6月）に、「B 主として人との関わりに関するここと」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 実施要項に基づき、各学校や児童の実態に応じて以下のすべての内容について取り組む。
 - ・児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - ・児童会によるいじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
 - ・校長等による講話
 - ・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
 - ・学校だよりやP T A広報誌による家庭や地域への広報活動

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」（6月）に「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、温かな人間関係を醸成する。
- 「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解消しよう」のロールプレイを繰り返し行い、人ととの関わる際に必要となる力に気付き、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。（※各学期初めに2時間、各学期終わりに1時間行う）

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で児童が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。
 - ・縦割りグループを活用した活動（青空給食、児童集会、宮下まつり、スマイル集会等）
 - ・なかよし学級との交流推進

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 「人間関係プログラム」に係る調査の結果により、各学級担任を中心に児童一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気の学級づくりに生かし、いじめのない集団づくりに努める。

インターネット上の未然防止「ネットいじめ」について、インターネット安全教室の内容に入れておく。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 児童が相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身につける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多くあることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようとする。
- 授業の実施：1年生「困ったときは言ってみよう」
2年生「困っている友達の力になろう」
3年生「いやな気持ちをつたえよう」
4年生「友達の助けになろう」
5年生「悩みと上手に付き合おう」
6年生「友達のよい相談相手になろう」

1、2学期中に実施

5 メディアリテラシー教育を通して

(1) 各学年において情報モラル教育の実施。

- ※低学年はタブレット端末を使用する際に指導
- ※中学年は総合学習で指導
- ※高学年は道徳で指導

(2) 「携帯・インターネット安全教室」の実施

- 児童が情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
- 「携帯・インターネット安全教室」の実施（6年生）

(3) 全校児童・保護者へのアンケートを基にした健康委員会による発表と保護者への啓蒙活動

6 「幼児触れ合い体験」を通して

- 保幼小交流の推進
 - ・七里保育園、七里東保育園と1・2年生との交流
- 幼児との交流の実施：2学期中

1学期中に各学年が、ICT支援員とのTTで学習する。

NHK メディアリテラシー関連コンテンツ

(2分動画) × 4回分視聴

- ・考えをつたえるには？ 受け取る人のことを考える
- ・情報は加工されている？ 情報を見抜く
- ・ほんとうに犯人？ ニュースの読み解き
- ・情報の全体を読み解く 見えない部分を想像する

NHK for school 「メディアタイムズ」など

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

- 早期発見のポイント
 - ・児童のささいな変化に気づくこと。
 - ・気付いた情報を共有すること。
 - ・情報に基づき、速やかに対応すること。

(1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底

(2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣の机と離れている等

(3) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる等

(4) 給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる等

(5) 登下校指導：独りぼっち、荷物を持たせられる等

2 「心と生活のアンケート」・「心のアンケート」の実施及び結果に応じた面談の実施と記録の保存

(1) 「心と生活のアンケート」の実施：4月 8・9月 1月（年3回） 対象：3～6年

(2) アンケートの結果：学年・学校全体で情報共有する。

(3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。面談した児童について管理職に報告し、学年・学校全体で情報共有する。

(4) 月1回「お話しタイム」の実施（2学期は「お話し週間」）※希望性

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

(1) 簡易アンケートを毎月実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。

(2) いじめを認知した時は、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談週間（日）の実施

(1) 年9回、教育相談日を設定する。（5～6月、9～12月、1～3月）※7月は個人面談週間

(2) 年1回、家庭訪問（表札訪問）、個人面談を実施する。

(3) 年1回、教育相談週間を設定する。

(4) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。

①教育相談日を月に1回設定する。

②保護者の希望や学校側からの要請で随時教育相談を行う。

③教育相談室の充実

5 保護者アンケートの実施

① アンケートの実施：年間7回（学校公開日及び授業参観日に実施）

【内容】・本日の学校公開（授業）について

・学校に対するご意見

②アンケート結果の活用

アンケート結果をまとめて考察を行うとともに、必要な対応をとる。

6 地域からの情報収集

(1) 防犯ボランティア会議の実施

(2) 学校評議員会の実施

VII いじめの対応

学校は特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート手引きいじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

○ 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。

構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。

○ 教頭は、校長を助け、組織的な対応が適切に行えるよう、関係職員に指示、命令を行う。

校長が不在のときには、組織的な対応の全体指揮を行う。

対外的な連絡調整等を行う。

○ 教務主任は、関係クラスを中心に授業の調整等を行い、環境の整備を行う。

校長・教頭を助け、組織的な対応ができるよう、連絡調整を行う。

○ 担任は、事実の確認のために、情報収集を行う。

- いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年主任は、担任に協力し、情報収集や指導等を行う。
 - 学年職員に、今できる対応や役割について確認する。
 - 必要に応じて、校長、教頭及び生徒指導主任に報告する。
 - 担任とともに、いじめた児童に指導を行う。
 - 生徒指導主任は、把握したいじめに係る情報について校長と教頭に報告する。
 - 「いじめに係る対応の手引き」に基づき行われているかを確認する。
 - 関係職員との連絡調整を行う。担任や学年主任と協力し、いじめた児童に指導を行う。
 - 教育相談主任は、いじめられた児童を中心に心のケアカウンセリングを行えるよう、連絡調整を行う。
 - 特別支援教育コーディネーターは、いじめに關係した児童に特別支援教育の観点から指導、支援が必要な場合、関係職員に対し、適切な指導ができるよう助言する。
 - 養護教諭は、いじめられた児童を中心に、關係した児童の心身の健康状態の把握に努め、専門的な見地から関係職員に助言する。
 - さわやか相談員は、いじめに關係した児童を観察し、専門的な見地から関係職員に助言する。
 - いじめられた児童を中心に心のケアカウンセリングを行う。
 - スクールカウンセラーは、専門的な見地から関係職員に助言する。
 - いじめられた児童を中心に心のケアカウンセリングを行う。
 - いじめに關係した児童の保護者の相談に応じる。
 - スクールソーシャルワーカーは、関係機関と連携を取りながら関係職員や保護者に助言する。
 - いじめに關係した児童の家庭環境を把握し、必要に応じて関係機関と連携する。
 - 保護者は、いじめられた児童の安全を確保するとともに、心の安定を図る。
 - いじめた児童に、学校と歩調を合わせ、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行うとともに、豊かな心を育むよう努める。
 - 地域は、いじめの状況の説明を学校から受け、必要な情報を学校に提供する。

VIII 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処を確実に行う。
- 重大事態について
 - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合等

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

・年間15日を目安とする。

・一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

○ 児童又は保護者からの申し立ては、学校が把握していないきわめて重要な情報である可能性があることから次の対処を行う。

ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録を行い、情報の共有を図る。

イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。

2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。

3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。

5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。

6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

いじめ防止のためには、各教科、道徳、特別活動等の学習指導だけでなく、人権教育、教育相談、生徒指導など総合的な指導が必要であると考えている。教職員の研修では、いじめ防止を念頭に置き児童の心の教育・社会性の向上を目指した研修の推進に励む。

1 職員会議

① 「いじめ防止対策推進法」の理解と周知 2024年4月1日（月）

② 「さいたま市いじめ防止対策推進条例」の理解と周知 2024年4月1日（月）

③ 「さいたま市いじめ防止基本方針」の理解と周知 2024年4月1日（月）

④ 「学校いじめ防止基本方針」の理解と周知 2024年4月1日（月） 8月21日（水）
2025年2月14日（金）

⑤ 緊急時の対応 ※必要時に隨時

2 校内研修

① 学校課題研修

② 人権教育研修 8月25日（月） 生徒指導・教育相談研修 8月21日（水） 等職員研修の充実

③ 情報モラル研修及び保護者・児童対象の「携帯・インターネット安全教室」「防犯・非行防止教室」の実施

④ 学校いじめ防止基本方針の研修会 8月25日（金）

⑤ そのほか

3 校内委員会

X P D C A サイクル

毎月の校内委員会の話し合いを基に効果的な研修や児童理解に努める。より実効性の高いいじめ防止等の取組を実施するため、「学校いじめ基本方針」が実情に即して機能しているかを学校評価等を生かし、必要に応じて見直すというP D C Aサイクルを行う。

P D C Aサイクルは、管理職の指導の下、校内委員会・生徒指導部会等で検討していく。

- 1 年間の取組についての検証を行う時期（P D C Aサイクルの期間）の決定
- 2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定